私立中学校の設置認可に関する基準の一部改正(案)に対して提出された御意見と県の考え方について

※いただいた御意見について、趣旨を損なわない範囲で要約し、取りまとめさせていただきました。

No.	御意見	県の考え方
1	高等学校の改正(案)と同じように、「新設は認めない。」と加えた方が良い。「高等学校の方には『新設は認めない。』とあるが中学校の方にはないので、中学校は作っても良いのだ。」と解釈する人が出る。	中学校卒業者数が減少していく中、公立私立による高等学校の適正配置などを考慮し、改正を行いました。 いただいた御意見につきましては、今後の社会情勢の変化等を鑑み検討してまいります。
2	「設置場所を変更できない。」という条項を入れる。例えば人口の少ない地域にとりあえず作り(あるいは現在既にあり)、都合の良い地域に引っ越す学校が出る。	いただいた御意見につきましては、地域の 実情や学校の状況などを踏まえ、判断してま いります。
3	「県立中学校の設置についても、私学審議 会にも意見を求めること。」という条項を 入れる。	いただいた御意見につきましては、県教育 委員会へお伝えさせていただきます。